



話題の配偶者控除と 確定拠出年金について

✂ はじめに

いつの間にか今年も最終月になりました。月日の過ぎるのは早いものです。

12月と言えば、個人事業の年度末、年末調整などこの業界では繁忙期に入ってきます。そして忘れてはならないイベントとして、税制改正大綱の発表が8日にあります。近年の税制改正はめまぐるしく変わりますので、ついていくことに苦労します。

今月は、その税制改正大綱発表を目前にして、ご質問いただく頻度の高い配偶者控除の改正動向についてと、来年から加入範囲が広がる個人型確定拠出年金について解説いたします。

✂ ワンポイント解説

I. どうなる配偶者控除

最初は廃止案が出ていた配偶者控除。廃止されることはなくなったようですが、現在議論されている配偶者控除の内容を記載致します。

II. 個人型確定拠出年金について

以前から制度としてはあったけれども認知度が今一つだった確定拠出年金について解説致します。

✂ 最後に

1. お問い合わせについて

2. スタッフ近況

事務所旅行で有馬温泉へ行ってきました。

ワンポイント解説

I. どうなる配偶者控除

前回の事務所通信でも取り上げた配偶者控除改正の動向。一度は、廃止して「夫婦控除」なる控除制度が新設される案が有力となりましたが、結局残ることはほぼ確実のようです。現時点でどのように変わる予定になっているのかを解説致します。

① 年収要件が「150万円以下」に

現状、扶養に入れることができる給与収入の上限が103万円から150万円に引き上げられます。103万円を超えても段階的に控除が受けられる配偶者特別控除は141万円から201万円に引き上げられる予定です。

② 収入の上限が設定される

配偶者控除を受けることができる年収の上限は3段階に分けられる予定です。

配偶者控除を受けられる年収の区分	配偶者控除の金額
1120万円以下	38万円
1120万円超 1170万円以下	26万円
1170万円超 1220万円以下	13万円
1220万円超	適用なし

③ 改正の効果は！？

政府としては、パート主婦さんに年収150万まで働いてもらいたいとの意向なのかもしれませんが、効果は限定的と考えられます。なぜなら年収

130万円を超えると社会保険の加入義務が発生するため、年収130万円前後で年収と手取額が逆転する、いわゆる「130万の壁」が存在するためです。雇用側も、今まで社会保険への加入義務がなかった従業員にそれが発生すると、人件費が15%ほど増えることになるため、年収が130万円未満に抑えられるような働き方を推奨したいと考えるでしょう。ちなみに、今年の10月から、従業員が500人を超える企業に勤めるパート主婦さんについては、社会保険加入義務の130万円の壁は106万円に下がっています。

II. 個人型確定拠出年金について

配偶者控除について質問の多い確定拠出年金。来年1月から、個人型確定拠出年金の加入対象者が拡大され、グンと身近な制度となりそうです。愛称もiDeCo（イデコ）と決まったようです。この制度について簡単に解説致します。

① 個人型確定拠出年金とは？

我が国の年金制度は3階層にわかれており、1階部分が全国民共通の「国民年金（基礎年金）」、2階部分が会社員や公務員の「厚生年金」、3階部分に公務員の「年金払い退職給付」や企業独自の「企業年金」があります。確定拠出年金はこの3階部分に位置づけられます。

働く現役世代が払った年金保険料を現在の高齢者に支給する賦課方式ではなく、自分が払った金額（±運用損益）を将来に受け取る積立方式の年金制度です。

企業年金制度がある企業に勤務する会社員は企業型、個人事業主や企業年金制度がない企業に勤務する会社員は個人型といった加入対象者の違いがありましたが、来年1月からは公務員や企業年金のある会社員、専業主婦も個人型に加入できるようになります。

② 加入の流れ

I. 金融機関・商品を選ぶ

金融機関ごとに運用商品や手数料などが異なりますので、複数社から資料を取り寄せて比較検討します。

II. 積み立てる金額を決める

確定拠出年金は原則60歳まで解約不可です。無理のない掛金で加入しましょう。

③ メリット

➤ 掛金の全額が所得控除となる

この制度の大きなメリットは、支払った金額の全額が税金の計算上控除される点です。制度としては、個人年金保険とよく似ていますが、生命保険会社の個人年金保険料は支払った分の一部しか控除されないことに対して、確定拠出年金は払ったら払っただけ控除されます。

➤ 受取時にも税制優遇が受けられる

一時金として受け取る場合は退職所得となって退職所得控除が適用され、年金として受け取る場合は雑所得となって公的年金等控除が適用されます。

➤ 運用益が非課税

例えば通常の預金として預けると利息から約2割の税金が課税されますが、運用先が銀行預金の商

品を選ぶと同じ預金利息額であってもその利息には課税されません。

④ デメリット

➤ 手数料がかかる

加入時に国民年金基金連合会へ2,777円を支払います。それ以外に金融機関へ月0円～700円程度の費用を支払う必要があります。金融機関ごとに支払う手数料の額が異なります。数百円程度の費用であっても、受け取る時期までと考えるとかなりの金額になります。できるだけ手数料の安い金融機関を選びましょう。

➤ 解約不可能

原則60歳まで引き出すことは不可能です。高度障害状態や加入者の死亡の場合など脱退の要件を満たした場合には60歳未満でも引き出すことができます。



最後に

最後までお読み頂きありがとうございます。

今月の事務所通信はいかがでしたか。

記事についてのご意見・ご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

また、今後の取り上げて欲しいテーマなどございましたら、ご連絡ください。次号に掲載できるかは状況によりますが、極力ご要望に添えるようにします。当事務所としても皆様が必要としている情報を発信していきたいと思っておりますので、テーマのご要望は大歓迎です。

事務所名	武原税理士事務所		
所在地	〒541-0046 大阪市中央区平野町1丁目8番13号 平野町八千代ビル8階		
電話	06-4963-3670	FAX	06-4963-3793
E-Mail	takehara@zeirisi-takehara.com		
URL	http://www.zeirisi-takehara.com		
所属団体等	近畿財務局、近畿経済産業局認定 経営革新等支援機関 株式会社大阪彩都総合研究所 アドバイザー		

☆ 年末年始のお知らせ ☆

年内の業務は12月28日(水曜日)をもって終了致します。

年明けは1月5日(木曜日)より通常業務を開始致します。

皆様、よいお年をお迎えください。

☆ スタッフ近況 ☆

11月11日と12日に、社員旅行で有馬温泉へ行ってきました。

イベントも企画して、非常に楽しいひと時を過ごすことができました。

